

III. 整備基準の解説

解説の見方・読み方

- 「整備基準」： 川崎市福祉のまちづくり条例施行規則で規定されている基準です。
- 「解説」： 「●」で始まる文は、整備基準のより具体的な内容及び整備基準の根拠・説明です。
 ≪左欄記載施設≫という見出しで「◆」で始まる文は、整備基準にあげられている公共的施設の説明です。詳しくは、10~11 頁の一覧表を参照してください。
 【市長が別に定める階等】という見出しで「◇」で始まる文は、「川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の規定により市長が別に定める階等（令和 7 年告示第 272 号）」（243 頁参照）で規定している内容の説明です。
- 「望ましい水準」： 整備基準を遵守した上で、障害者や高齢者をはじめ誰もが快適に利用できるよう、より望ましい整備水準を「○」で始まる文で記載しています。

例 8 便所

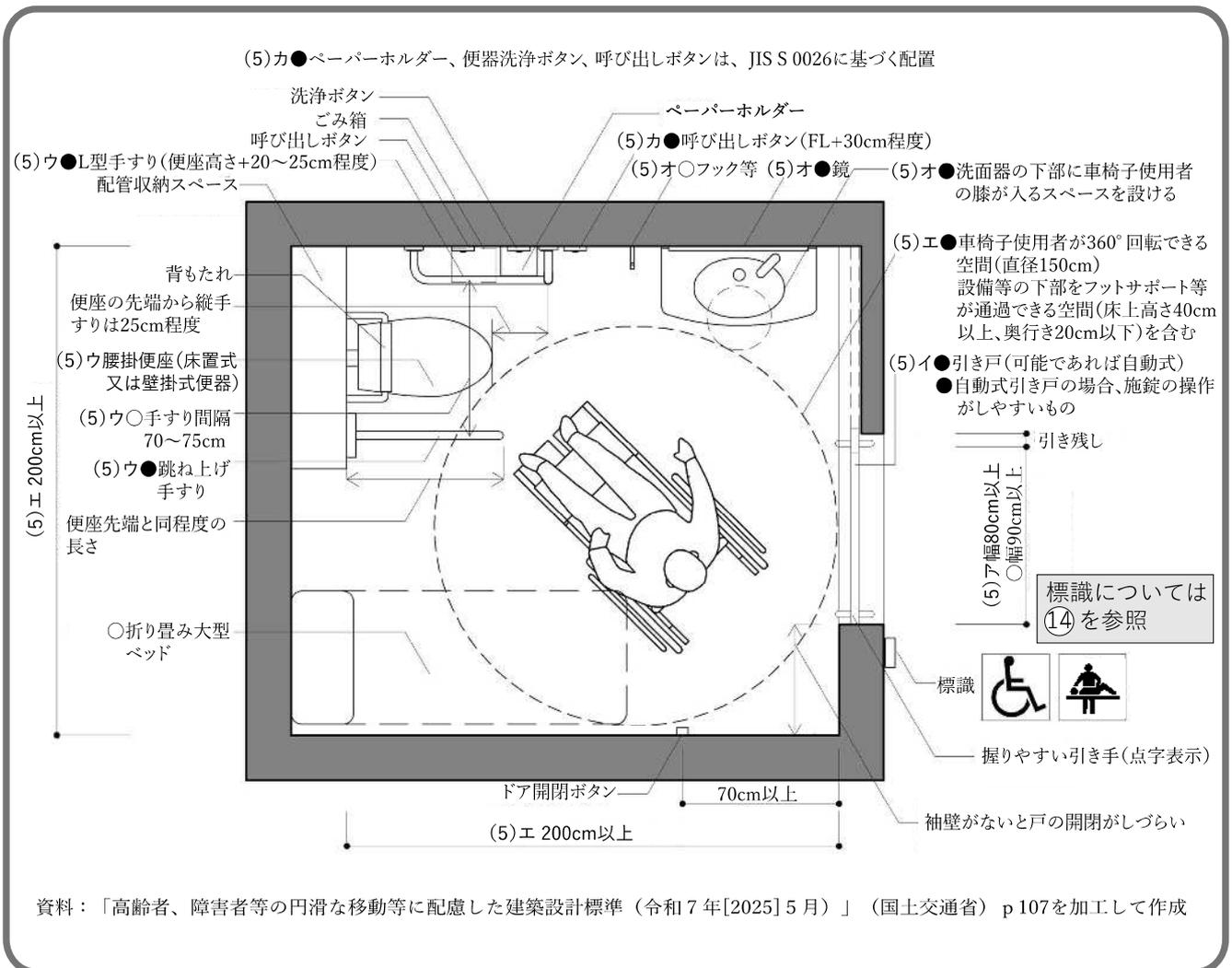
整備基準	解説	望ましい水準
<p>(4) 利用者の利用に供する便所を設ける場合 ((3) の規定により車椅子使用者用便房を設ける場合を除く。) は、当該便所のうち 1 以上に、車椅子使用者用便房を 1 以上 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上) 設けること。ただし、用途面積が 300 m²未満の別表第 1 の 3 ((2) の施設に限る。) に掲げる公共的施設並びに用途面積が 500 m²未満の同表の 8 ((6) から(11)までの施設に限る。) 及び 11 ((4) の施設に限る。) に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</p>	<p>≪左欄記載施設≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「用途面積が 300 m²未満の別表第 1 の 3 ((2) の施設に限る。) に掲げる公共的施設」：用途面積 300 m²未満の診療所(患者の入院施設がないもの) ◆「用途面積が 500 m²未満の同表の 8 ((6) から(11)までの施設に限る。) 及び 11 ((4) の施設に限る。) に掲げる公共的施設」：用途面積 500 m²未満の薬局、物販店舗、飲食店、キャバレー等、サービス店舗、学習塾等、劇場等 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●(3) のただし書きの規定により、車椅子使用者用便房の設置が求められない場合でも、本規定により、建築物に利用者の利用に供する便所を設ける場合は 1 以上の車椅子使用者用便房を設けること。 ●異性介助の場合に配慮し、少なくとも 1 以上の車椅子使用者用便房を、男女が共用できる位置に設ける。 <p>→図「□車椅子使用者用便房の例」(85 頁) を参照</p>	
<p>(5) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所は、次に定める構造とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●便所内に、車椅子使用者が円滑に利用できる車椅子使用者用便房を 1 以上設ける。 ●異性介助の場合に配慮し、少なくとも 1 以上の車椅子使用者用便房を、男女が共用できる位置に設ける。 <p>→図「□車椅子使用者用便房の例」(85 頁) を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣、おむつ交換等のため、男女が共用できる位置に、1 以上の大型ベッド付き便房を設ける。 ○大型ベッドは、介助のしやすさや転落防止、緊急時の出入りを考慮した位置に設ける。 ○車椅子使用者用便房を複数設ける場合は、1 以上にオストメイト用設備を設ける。 ○車椅子使用者は、通常のオストメイト設備では高さが合わず使えないことがあるため、便座の背もたれに水栓を付けたオストメイト簡易型水栓設備の併用も検討する。

「図の配置」： 原則として、基本となる図を上部に配置し、個別の整備基準を説明する図や写真をその下に配置しています。

図中の記号等について(凡例)

- (1)ア 説明文(ゴシック体) →「整備基準の該当する番号」と「整備基準」
- 説明文(明朝体) →「解説」
- 説明文(明朝体) →「望ましい水準」
- 無印 説明文(明朝体) →「参考となる例示」「他の項目で規定された基準」等
- については⑤を参照 →参照すべき「他の項目」

例 8 便所



注) 掲載されている図等は、「整備基準」や「その解説」「望ましい水準」等を理解しやすいように、例示的に図解したものです。具体的な整備にあたっては、施設の目的、用途、構造などに応じて工夫し、障害者、高齢者等がより利用しやすいよう、配慮をお願いします。
※「幅」とは、内のりのことであり、建築設計標準における「有効幅員」に該当します。